

十津川村「地域おこし協力隊（会計年度任用職員）」募集要領

1. 募集概要

十津川村は、奈良県の最南端で、紀伊半島のほぼ中央に位置し、面積 672.38 平方キロメートル、奈良県の約 5 分の 1 の広さを占める日本一広い村です。

観光面では、村内に奈良県下唯一の高温湧出泉が 3ヶ所あり、平成 16 年 6 月に全国に先駆けて村内宿泊施設・公衆浴場で 100%源泉かけ流しの宣言を行うとともに、同年 7 月には村内を通る「大峯奥駈道」と「熊野参詣道小辺路」が“紀伊山地の霊場と参詣道”として世界遺産に登録されました。面積の約 96%が山林という自然に溢れた十津川村も少子高齢化の波にのまれ、人口は 3,000 名を下回り高齢化率も 50%に近づいています。

十津川村には、先に述べた観光地以外にも、谷瀬の吊り橋や瀨峡、笹の滝、玉置神社といった観光資源があり、これらをさらに展開して、うまく活かしきっていく必要があります。また、村の資源を活用した新たな十津川ブランド商品も作っていかねばなりません。若者たちの雇用の場も少なく、住みたくても住めない、稼げない、そんな状況を打開していきたいと思っています。

本当に待ったなしの状況のなか、現在活動中の地域おこし協力隊とも力をあわせて十津川村のために自身の能力を存分に発揮し、活動を行ってもらいたく、次のとおり「地域おこし協力隊」を募集します。

2. 募集人員・活動内容

地域おこし協力隊 2名

課題解決型と提案型の希望する方を選んでください。

・課題解決型（下記から希望する内容を選んで活動していただきます。）

- ① 外国人旅行者の受入環境整備等
- ② 観光 PR 等の情報発信事業等
- ③ 体験型観光コンテンツの整備、旅行会社等への商談会等
- ④ その他、各種イベント等の企画・調整・推進等
- ⑤ 移住・定住の促進事業等
- ⑥ 空き家の支援等
- ⑦ ワークーション施設の充実等
- ⑧ 村の諸課題の解決に向けた企画・調整・推進等
- ⑨ 特産品開発・販路開拓支援等
- ⑩ 事業承継等の産業の振興に関する事業等
- ⑪ 放課後児童健全育成事業等

・提案型（特に行いたい活動内容を以下の分野から選び企画名を自由に記述ください。）

分野：①観光、②商工、③移住定住

企画：自由記述

3. 募集対象

次の条件を全て満たす方を採用の条件とします。

- (1) 心身共に健康で誠実に職務を行うことができる方
- (2) 申込時点で、都市等（※）に住民登録をし、委嘱後に十津川村に生活の拠点を移し、かつ住民登録票を移動できる方
- (3) 地域おこし協力隊として活動終了後も、十津川村に定住し、就業・起業しようとする意欲のある方
- (4) 地域の特性や風習を尊重し、地域住民と積極的にコミュニケーションを図れる方
- (5) 地域づくりの主役は地域住民であることを理解し地域住民と協働で活動できる方
- (6) 土日及び祝日の行事参加や夜間の会議など、不規則な勤務に対応できる方
- (7) 地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない方
- (8) 普通自動車免許を取得している方（又は採用までに取得見込みの方）
- (9) メールのやり取り、パソコン（ワード、エクセル等）の一般的な操作ができる方

※上記の「都市等」とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県並びに政令指定都市及び該当都市のうち、過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法及び沖縄振興特別措置法に指定された地域外の地域をいう。（該当するかご不明な場合はお問い合わせください。）

4. 勤務日数及び勤務時間、勤務場所

- (1) 勤務日数：フルタイムは週5日、パートタイムは週4日
- (2) 勤務時間：8時30分から17時15分（1日7時間45分）
- (3) 勤務場所：「2.募集人員・活動内容」により異なります。

5. 任用形態及び任用期間

- (1) 任用形態：十津川村会計年度任用職員（フルタイム又はパートタイム）
- (2) 任用期間：任用日から令和7年3月31日まで（年度末更新、最長3年間）
- (3) サービスの宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務専念義務、政治的行為の制限が適用されるとともに人事評価制度、懲戒処分の対象となります。

6. 報酬

月額 233,000円（フルタイム）

月額 199,520円（パートタイム、週4日勤務）

※フルタイムは退職手当がありますが、パートタイムは賞与、退職手当は支給なし。

7. 待遇及び福利厚生

- (1) 健康保険、厚生年金、雇用保険、傷害保険に加入します。
- (2) 日常生活や通勤の移動手段として、自家用車等は必要不可欠です。自家用車等を持ち込んでください。（※用意できない場合は要相談）
- (3) 活動に使用する車両は、必要に応じて村が用意します。別途通勤費の支給があります。
- (4) 活動中の住居は、必要に応じて村が紹介します。家賃が発生する場合は、金額に応じて家賃の一部を住居手当として支給します。
- (5) 住環境の整備に係る費用を、25万円まで活動費から補填できます。詳しくはお問い合わせください。
- (6) 活動に要する経費に対し、村から予算の範囲内で活動経費を支給します。
- (7) 住居に係る光熱費、通信料等については自己負担とします。
- (8) 勤務時間以外は、自身の定住につながる活動が可能です。
- (9) パートタイムの場合は副業が可能です。フルタイムの場合は副業できません。

8. 応募方法

(1) 提出書類

- ① 十津川村地域おこし協力隊申込書（希望する活動内容を記入）
- ② 履歴書（別添の様式）
 - ・一部自筆で記入し、直近3か月以内の写真を添付
- ③ 「地域おこし協力隊志望動機」というテーマのレポート
(A4サイズ・横書き・1000字程度・様式自由・ワープロ等での作成可・氏名を必ず記載。)
- ④ (提案型を希望される方のみ) 企画書 (A4サイズ・2～3枚程度)
※必要書類を郵送（簡易書留）又は持参のこと。
※封筒に「人事」と朱書きのこと。

(2) 応募先

十津川村役場 企画観光課

〒637-1333 奈良県吉野郡十津川村大字小原225-1

TEL 0746-62-0004（直通）

令和6年4月26日（金）17時必着

9. 選考

(1) 第一次選考

書類選考の上、結果を応募者に通知します。

(2) 第二次選考

第一次選考合格者を対象に十津川村にて第二次選考（面接）を行います。

詳細については、第一次選考結果の通知の際にお知らせします。

なお、第二次選考（面接）に要する交通費等は個人負担となります。

(3) 最終選考結果の報告

最終選考結果を二次選考受験者に通知します。

10. 問い合わせ先

十津川村役場 企画観光課

〒637-1333 奈良県吉野郡十津川村大字小原225-1

TEL 0746-62-0004（直通）

Fax 0746-62-0210

E-mail kikaku3@vill.totsukawa.lg.jp